

## 第2問 輸入申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、アメリカからマフラー、手袋等を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき品目番号を別冊の「実行関税率表」（抜粋）を参照して、次ページの選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）に入力すべき申告価格（関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

### 記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の品目番号にとりまとめる。
- 2 (1) 品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるもの（上記1によりとりまとめたものを含む。）が複数ある場合には、その品目番号が異なるものであっても、これらに関税が有税である品目と無税である品目に分けて、それぞれを一括して一欄にとりまとめる。  
(2) また、申告価格が20万円以下となったものが単独の場合には、10桁目は「E」とする。
- 3 上記2(1)による場合に輸入申告事項登録画面に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。  
(1) 有税である品目については、上記2によりとりまとめる前の品目のうち関税率が最も高いもの（同一の関税率が適用される場合は申告価格（上記1によりとりまとめたものについては、その合計額）が最も大きいもの）の品目番号とし、10桁目は「X」とする。  
(2) 無税である品目については、上記2によりとりまとめる前の品目のうち申告価格（上記1によりとりまとめたものについては、その合計額）が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 輸入申告事項登録画面に入力する品目番号（(a)～(e)）は、その品目番号ごとの申告価格（上記1及び2によりとりまとめたものについては、その合計額）が大きいものから順に入力するものとする。
- 5 輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）には、別紙1の仕入書に記載されている価格に、下記10から14の費用が申告価格に算入すべきものである場合にはその額を加算した額（本邦通貨に換算した後の額）を入力することとする。なお、1円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。
- 6 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢

外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。

- 7 別紙 1 の仕入書に記載されている「Hat, knitted」は、新品であり、また、素材はウール 100%、メリヤス編みのものである。
- 8 別紙 1 の仕入書に記載されている「Leather gloves」は運動用のものではなく、また、毛皮や貴金属や真珠、さんご等を使用していないものである。
- 9 別紙 1 の仕入書に記載されている「Gloves, knitted (wool 100%)」は、メリヤス編みで編みのものであり、また、プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆していないものである。
- 10 輸入者は、今回の輸入取引に際してそれぞれの製品に貼付する、我が国の表示が義務付けられている事項のみが表示されているラベル（1 枚当たり 15 円）を輸出者へ無償で提供しており、また、当該ラベルの輸出に要した費用 15,000 円は、輸入者が負担している。
- 11 輸入者は、今後、マフラー、手袋等の輸入及び販売に係る事業を拡大する予定であり、この目的で輸出国の取引先の開拓のための調査を X 社に依頼し、当該調査費用として 350,000 円を X 社に支払う。
- 12 輸入者は、今回の輸入取引に際して Y 社に仲介手数料として仕入書価格の 2%を支払う。
- 13 輸入者は、今回の輸入取引に際して自己の為に当該輸入貨物の検査を輸出国の検査機関に依頼して行ったので、当該検査機関に対して、検査料として仕入書価格の 3%を支払う。
- 14 輸入者は、「Mufflers, knitted (wool 100%)」のデザインの作成を K 国に在住する日本人デザイナー A 氏に依頼し、A 氏が K 国において作成した当該輸入貨物のデザイン料として、仕入書価格の 5%を支払う。なお、K 国は本邦以外の国である。
- 15 上記 10 から 14 の費用を申告価格に算入する場合の申告価格への振り分けは、価格按分とする。
- 16 輸入者（買手）、輸出者（売手）、X 社及び Y 社のいずれの間においても特殊関係はない。
- 17 申告年月日は、令和 5 年 10 月 1 日とする。

① 611710100X

② 4203291105

③ 4203212904

④ 6505009000

⑤ 6116910004

⑥ 611699000†

⑦ 4203402000

⑧ 6506999004

⑨ 6117101001

⑩ 4203292004

⑪ 611710900E

⑫ 6117102003

⑬ 6117109003

⑭ 611691000E

⑮ 611691000†